

コンプライアンス事件簿『飲酒編』

正誤表

2016年7月12日

ハイテクノロジーコミュニケーションズ株式会社

以下のとおり誤りがありました。お詫びとともに訂正致します。

第2版(2015年11月発行)までの冊子をお持ちの方は、以下の箇所が変更となります。

ページ	該当箇所	誤	正(改訂版)
7	「酒気帯び運転」と「酒酔い運転」の違いって？	死傷の結果が生じた場合、危険運転致死傷罪(負傷は15年以下の懲役、死亡は1年以上の有期懲役)となります。さらに悪質な場合には、運転者には自動車運転過失致死傷罪(7年以下の懲役もしくは禁錮又は100万円以下の罰金)も成立し、道路交通法違反の罪と併合罪となります。	死傷の結果が生じた場合、運転者には過失運転致死傷罪(7年以下の懲役若しくは禁固又は100万円以下の罰金)も成立し、道路交通法違反の罪と併合罪となります。さらに悪質な場合には、運転者には危険運転致死傷罪(負傷は15年以下の懲役、死亡は1年以上の有期懲役)が成立します。